2022年1月　ADRセンター調停人候補者養成研修　効果測定問題の解答と解説

1.×

民事訴訟には、一方では民事実体法上の権利・法律関係の存否を確定して、実体的真実を発見するという目的があるが、他方で手続きの効率化、訴訟経済の要請がある。この二つの対立する利益の調整の下で成り立っている制度である。民事訴訟法講義案三訂版p.4

2.×

人違いの問題を避けるため、請求の趣旨および原因欄に書かれている実際の内容から当事者を判断し、後の訂正も可能にする。

3.〇

民事訴訟法第28条前段

4.〇

民事訴訟法第29条。組合がこの例。手続的な効率化の要請を重視している。

5.×

簡易裁判所と地方裁判所の中での管轄の配分は事物管轄と呼ばれ、訴訟物の価額が140万円を超えるものは地方裁判所に事物管轄が決まっている。裁判所法第33条第1項第1号。民事訴訟法講義案三訂版p.26

6.〇

民事訴訟法講義案三訂版p.6１~62。民事訴訟は私的利益をめぐる紛争を審判対象とすることから、実体法上の私的自治の原則を訴訟手続へ反映させ、当事者に紛争解決方法の選択の自由を認めさせる趣旨であって、民事訴訟制度における本質的原則である。

7.×

抽象的な法令の解釈を問題とする訴えは、具体的な民事実体法上の争いがないため、訴えの利益がないとして却下される。民事訴訟法講義案三訂版p.60。

8.×

第一回口頭弁論の期日に原告の代理人が出席していれば、たとえ被告の代理人が欠席したとしても、被告の答弁書が提出されてさえいれば、その内容が陳述されたと擬制され、訴訟が進行される。陳述擬制、民事訴訟法第158条、民事訴訟法講義案三訂版p.140

9.〇

弁論準備手続とは、口頭弁論期日外の期日において、争点および証拠の整理を目的として行われる手続である。民事訴訟法第168条。民事訴訟法講義案三訂版p.162。法廷を使用しないで書記官室で行うこともできる。

10.〇

民事訴訟法第114条、民事訴訟法講義案三訂版p.274~245。既判力は、当事者の攻撃防御が尽くされた結果に対してなされた裁判の判断内容に終局性を与え、同一紛争の蒸し返しを許さないことによって、法的安定と紛争解決を与えようとするものである。